

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）緑の相談室の相談内容のデータベース化及び情報開示について（意見 38）

緑の相談室の相談内容及び回答をデータベース化し、ホームページで公開することで、群馬県緑化センターが保有する緑化技術を県民に広く普及させるとともに緑化センターの存在を県民に知らしめ、利用者の増加を図るべきである。

（現状及び問題点）

県民からの緑化相談に応じて、緑化技術の普及・指導を実施している「緑の相談室」事業については年間 300 件以上の相談があるが、当該相談内容及び回答がデータベース化されておらず、長年にわたり蓄積された情報が有効活用されていない。

（改善策）

「緑の相談室」の相談内容及び回答をホームページで公開することで多くの人の助けになるとともに、群馬県緑化センターの存在を知ってもらえる良い機会にもなるため、「緑の相談室」の相談内容及び回答についてはデータベース化、ホームページで公開すべきである。

（2）緑化講座の e ラーニング化について（意見 39）

緑化講座について、実地研修が必ずしも必要ないものに関しては、講座の内容を広く県民に普及啓発するため、e ラーニング化を検討すべきである。

（現状及び問題点）

緑化講座は、県民に緑化に対する関心を高めてもらい、また、家庭で緑に親しんでもらうことを目的に開催している。緑化技術の指導や森林・緑に関する普及啓発活動を行うという群馬県緑化センターの目的からすれば、実地研修が欠かせないものを除き、講座内容を DVD 化あるいは e ラーニング化することで、目的は十分達成できる。

（改善策）

緑化講座の内容を広く県民に知ってもらうため、今後は研修内容を DVD 化あるいは e ラーニング化し、それを希望する県民に配付・閲覧させ、継続利用することで、県民の緑化技術の向上及び森林・緑に関する知識の普及を図るべきである。

■ 4 1. 森林学習センター運営

1. 事業の概要

（1）過去 3 年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	10,963	7,747	3,216	
令和元年度	13,216	9,288	3,928	
令和2年度	11,925	7,812	4,113	

(2) 事業目的

群馬県の森林環境教育の拠点として、県民を対象に森林学習や森林体験の機会、保養休息の場の提供により、森林・自然の機能や大切さの理解、自然環境への意識向上を図り、県民参加の森づくりを推進する。

また、森林ボランティアの養成拠点として、森林ボランティア支援センターと連携した安全講習会や体験会などの行事開催、ボランティア団体へのフィールド提供等を通じて、県民参加の森づくりを推進する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (2) 森林を支える仕組みづくり ③森林環境教育の推進
根拠法令等	群馬県憩の森設置及び管理に関する条例

(4) 事業計画及び内容

①森林学習センター運営 11,081 千円

森林学習センター及び憩の森施設の管理運営。

②憩の森自然講座 715 千円

県民を対象に、森林環境への意識向上と知識・技術の習得を目的に自然講座(憩の森自然講座、森林観察会)を開催するとともに、森林ボランティア等と連携し、小学生の親子を対象に森林や自然を体験学習するイベント(親子森で遊ぼう森で学ぼう教室)を開催する。

③森林学習センター施設改修 129 千円

国旗、県旗掲揚柱等の老朽化に伴う更新

(5) 財源 (令和2年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	247(2%)	—	11,678(98%)	11,925(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	3,713	職員報酬
職員手当等	534	職員期末手当
共済費	719	職員共済費
報償費	150	講師謝金
旅費	184	職員通勤手当、講師旅費
需用費	1,721	修繕費、消耗品費
役務費	178	通信費、保険料
委託料	579	施設維持管理手数料
使賃料	11	NHK受信料
負担金	8	講習会負担金
公課費	15	公用車車検
合計	7,812	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

特になし

■ 4 2. ぐんま緑の県民基金事業

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	1,736,923	1,771,062	△34,139	
令和元年度	1,730,589	1,648,523	82,066	
令和2年度	1,819,990	1,747,189	72,801	

(2) 事業目的

ぐんま緑の県民基金を活用し、条件不利地等の森林整備やボランティア活動・森林環境教育を推進するとともに、市町村による里山・平地林の整備等を補助し、県民共有の財産である森林を保全する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり ③平地林の保全・管理 (2) 森林を支える仕組みづくり ①ぐんま緑の県民税制度の推進
根拠法令等	ぐんま緑の県民基金条例

(4) 事業計画及び内容

①条件不利地等の森林整備 616,224 千円

条件不利森林の間伐や水源かん養機能等の低下が懸念される森林の整備を実施するとともに、松くい虫被害及び気象害にあった森林を再生する。

②森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成・派遣 14,626 千円

安全講習会等の森林ボランティア活動支援、フォローアップ研修、市町村提案型事業等への講師等派遣を実施する。

③市町村提案型事業費補助

市町村等による荒廃した里山・平地林の整備事業等に対する補助 318,916 千円

④制度運営（普及啓発・評価検証等）

普及啓発活動の実施、実績評価・効果検証のため第三者機関を運営 2,567 千円

⑤ぐんま緑の県民基金造成 867,657 千円

ぐんま緑の県民税分 867,136 千円・寄附金分 350 千円・運用益分 171 千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計

—	952,924(52%)	—	867,066(48%)	1,819,990(100%)
---	--------------	---	--------------	-----------------

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	4,662	会計年度任用職員報酬
職員手当等	699	会計年度任用職員期末手当
共済費	891	会計年度任用職員共済費
報償費	719	講師等謝金
旅費	336	会計年度任用職員通勤手当、講師等旅費
需用費	1,319	消耗品購入
役務費	53	保険料
委託料	178,420	測量委託費
使賃料	141	複合機使賃料
工事請負費	468,773	森林整備
負担金等	210,675	補助金
積立金	880,501	積立金
合計	1,747,189	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標（令和2年度）

項目	計画	実績
条件不利地森林整備	700ha	281.4ha
水源林機能増進	100ha	292.2ha
松くい虫等被害地の再生	20ha	19.1ha

②達成状況

①に記載

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 私有林に係る台帳整備について（意見 40）

私有林に係る台帳は「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」や「保安林台帳」など複数存在するが、私有林に係る情報を記録するという目的は変わらないため、私有林に係る台帳は統一したひな形を用意し、当該ひな形に記録し、私有林に係る情報の共有を図るべきである。

(現状及び問題点)

条件不利地等の森林整備のためには、まず、森林所有者の調査が行われるが、所有者調査については森林組合等に委託しており、委託先が提出した調査情報に基づき、実際に整備が完了した私有林について、「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」に登録している。一方、所有者調査は完了したが、整備に所有者の同意が得られない私有林は「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業 境界立会い確認書」に所有者情報等が記録されており、また、「保安林台帳」など別の台帳もあり、私有林については複数の台帳が存在している。

(改善策)

森林資源情報は、森林の状況を正確に把握し、的確な政策を行うために必要な情報であるため、事業目的等により複数の私有林に係る台帳が存在するという縦割りを排して、統一したひな形を用意し、私有林に係る情報の一元化を図るべきである。

(2) 私有林調査に係る情報共有について (意見 41)

私有林に係る台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。

(現状及び問題点)

ぐんま緑の県民基金事業において、森林整備を行う際に、所有者調査が行われているが、林政課経営管理室でも私有林の所有者調査を行っている。また、各市町村や森林組合等も私有林に係る調査は行っている。しかし、ぐんま緑の県民基金事業の担当課である森林保全課と林政課及び各市町村や森林組合等での情報共有は不十分であるため、同じ私有林について、重複調査が行われ、税金の無駄遣いが行われる可能性がある。

(改善策)

税金を有効活用するとともに、県・市町村及び森林組合等で私有林に係る情報共有を図るため、県主導のもと私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。

(3) ぐんま緑の県民基金残高の運用について (意見 42)

ぐんま緑の県民基金残高については、預金でのみ運用されており、今後は運用益を少しでも増やすため、格付けの高い債券での運用も行うべきである。

(現状及び問題点)

ぐんま緑の県民基金残高は、預金でのみ運用されている。預金でのみの運用だと、現時点

では預金利率が非常に低いため、運用益もほとんど見込めない。

(改善策)

条件不利地等の森林整備の原資となるぐんま緑の県民基金の残高を少しでも増やすために、今後は預金のみではなく、格付け等を考慮した上で、安全な債券での運用も行うべきである。

○利根沼田環境森林事務所

1. 対象事業（案件）

コメントする対象は以下の事業（案件）である。

事業	事業名	施工箇所名	契約日	完成期限	最終執行額 (税込)	請負者(受託者)
ぐんま緑の県民基金事業	令和01年度水源林機能増進事業	沼田市利根町大原(小澤ほか)地内	R2/3/5	R2/8/31	14,969千円	群馬県森林組合連合会

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 契約変更を繰り返すことについて（意見 43）

「公共工事設計労務単価」の改定を理由に当初契約の翌日に契約変更を行っているが、当初契約に単価改定を反映させていれば良いもので、わざわざ翌日の手続にしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねている。

また、第2回の変更では「積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を3月31日から年8月31日に延長しているが、これについても当初契約の時点で積雪の状況を把握できたはずであり、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねている。

契約変更は、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものはすべて反映させて契約を結ぶことにより、事務手続を簡素化して事務の効率化を図る必要がある。

(現状及び問題点)

当契約は水源地域の森林整備として行われるものであり、実際に工事を行う前段階の現地調査、測量等の委託業務である。

契約については、指名競争入札により群馬県森林組合連合会が落札、業務の委託をしている。

当契約は、当初契約から3回の契約変更を行っている。このうち当初契約から第2回変契約までは1月以内の短期間で行われている。

第1回の変更は当初契約の翌日に行われていて、「公共工事設計労務単価」が3月から改定し適用されることになったことを理由に契約金額変更を行っているが、前日の当初契約の時点で単価改定はすでに分かっていたはずであり、当初契約に単価改定を反映させていれば良いもので、わざわざ翌日に手続きをしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねていると考える。

また、第2回の変更は、「工期である3月5日から3月31日は当該事業地が積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を令和2年8月31日まで延長しているが、これについても当初契約の時点ですでに積雪の状況を把握できたはずであり、予算との兼ね合い等で当初契約を結んで、翌年度に繰越したことが伺え、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねていると考える。

(単位：千円)

	契約日	工期	契約金額	増減額	変更理由
当初	令和2年 3月5日	令和2年 3月31日	14,300		
第1回 変更	令和2年 3月6日	令和2年 3月6日	14,969	669	「令和2年3月公共 工事設計労務単価」の 運用に係る特別措置 により請負代金額の 契約変更
第2回 変更	令和2年 3月18日	令和2年 8月31日	14,969	-	工期である3月5日 から3月31日は当該 事業地が積雪期とな り、現地調査が不可 能なことから、履行 期限での調査開始が 困難となったため、 履行期限の延長
第3回 変更	令和2年 8月12日	令和2年 8月31日	14,696	-	周囲測量を実施した ところ、区域面積、 外周延長に差異が生 じた

(改善策)

契約変更は、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものはすべて反映させて契約を結ぶことにより、事務手続きを簡素化して事務の効率化を図る必要がある。

○吾妻環境森林事務所

1. 対象事業（案件）

コメントする対象は以下の事業（案件）である。

事業	事業名	施工箇所名	契約日	完成期限	最終執行額 (税込)	請負者(受託者)
ぐんま緑の県民基金事業	令和01年度水源林機能増進事業	吾妻郡長野原町大字応桑（大洞山）地内	R2/2/7	R2/11/5	49,060千円	吾妻森林組合

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）工程管理の強化について（意見44）

当契約については、間伐事業工事であり森林の対象エリアについて概ね3本のうち1本について伐採を行うものである。契約については、一般競争入札により地元の森林組合が落札、作業の請負をしている。作業内容についての仕様はあるものの請負契約のため詳細は落札者である森林組合に一任している。また、当事業の請負代金については前金、中間金制度もあるが事業者側は完了後に一括請求としている。

契約期間がある程度長く、また、金額についても一般競争入札になるほどの金額であり契約そのものの重要性は高いと考えられる。

しかしながら、作業期間中の工程管理について、契約時に工程管理表が提出される契約となっているものの、契約期間中、監督員としては工程管理の確認等は特段実施しておらず組合に一任しており、すべての作業終了時に写真等により完了を確認している。

金額的重要性が高く、また、前金や中間金等の支払も行われていないことを鑑みると実際の作業工程について県としても一定期間ごと（例えば月次など）に進捗管理を行うことが工事案件の透明性確保の観点からは望ましいと考える。

（現状及び問題点）

当事業は水源地域の森林整備として行われるものである。水源林機能増進を目的として、市町村が管理する簡易水道等の上流部の森林であって、かつ、水源かん養機能等の低下が懸念される森林を対象として、間伐などの森林整備を実施している。当契約についても、間伐事業工事であり森林の対象エリアについて概ね3本のうち1本について伐採を行うものである。

契約については、一般競争入札により地元の森林組合が落札、作業の請負をしている。作業内容についての仕様はあるものの請負契約のため詳細は落札者である森林組合に一任している。また、当事業の請負代金については前金、中間金制度もあるが事業者側は完了後に

一括請求としている。

契約期間がある程度長く、また、金額についても一般競争入札になるほどの金額であり契約そのものの重要性は高いと考えられる。

しかしながら、作業期間中の工程管理について、契約時に工程管理表が提出される契約となっているものの、契約期間中、監督員としては工程管理の確認等は特段実施しておらず組合に一任しており、すべての作業終了時に写真等により完了を確認している。

(改善策)

金額的重要性が高く、また、前金や中間金等の支払も行われていないことを鑑みると実際の作業工程について県としても一定期間ごと（例えば月次など）に進捗管理を行うことが工事案件の透明性確保の観点からは望ましいと考える。

■ 4 3. 林道災害復旧

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	80,000	20,637	59,363	
令和元年度	80,000	10,652	69,348	
令和2年度	454,000	347,644	106,356	

(2) 事業目的

暴風、洪水、地震、その他異常な天然現象により被災した既設林道の復旧を行い、林道の機能回復を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(4) 事業計画及び内容

- ①事業内容：台風等の異常な天然現象により被災した林道について、その機能回復のために必要な復旧工事を行う。

②事業主体：県、市町村等

③負担割合：奥地幹線林道 国 65% 県・市町村等 35%

その他の林道 国 50% 県・市町村等 50%

(被害が甚大な場合は、その程度に応じて国の補助率の引上げの可能性が
ある。激甚災害指定 令和元年台風第 19 号)

(5) 財源 (令和 2 年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
435,257(96%)	8,032(2%)	—	10,711(2%)	454,000(100%)

(6) 令和 2 年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
工事請負費	67,363	工事費
補助金	280,281	補助金
合計	347,644	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

令和元年台風第 19 号による災害査定実施箇所：91 ヲ所

②達成状況

令和 2 年度に復旧完了：50 ヲ所

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 林道台帳の情報共有体制について (意見 45)

林道台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。

(現状及び問題点)

林道災害復旧の対象となった市町村営林道について、林道台帳は市町村にあり、写しを県に提出してもらい管理している。すなわち、関係者がそれぞれ林道に係る情報を収集し、二重に管理しているという非効率な状況にある。

(改善策)

県・市町村及び森林組合等で林道に係る情報共有及び情報活用のために、県主導のもと林道に係る情報（林道台帳）を共有できるようなシステムを開発すべきである。

■ 4 4. 治山施設災害復旧

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	40,000	-	40,000	
令和元年度	40,000	-	40,000	
令和2年度	40,000	-	40,000	

(2) 事業目的

台風等の災害により被災した治山施設について、迅速な復旧対策を講じることで、県民の安全・安心な暮らしを守る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下、「負担法」という。) ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)

(4) 事業計画及び内容

知事が法令に基づき維持管理している治山・地すべり防止施設が、降雨、洪水、暴風、地すべり、その他の異常な天然現象により生じた災害により被災した場合に、その機能を復旧する。

本事業は、主に林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道の公共施設を対象としている。この予算は、災害が発生し、施設に被害が生じない限り執行されないもので、近年事業が行われた実績はない。これらの施設は防災のための施設であり、本来被災しても壊れずにあるべきものだが、万が一の事態に備え予算が確保されている。

負担割合

- ・負担法に基づく災害復旧：国 66.7%、県 33.3%
- ・暫定法に基づく災害復旧：国 65.0%、県 35.0%

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
24,633(62%)	—	12,000(30%)	3,367(8%)	40,000(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
合計	—	

(4) 事業計画及び内容のとおり、近年、治山施設への災害による被害はなく、決算額はゼロ円となっている。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 4 5. 模範林運営

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	37,166	29,481	7,685	
令和元年度	33,602	25,382	8,220	
令和2年度	34,024	26,762	7,262	

(2) 事業目的

県民の共有財産である県有林等を適正に管理・経営することにより、地球温暖化防止をはじめとする多様な森林機能の向上を図り、県民が安心して生活できる環境づくりに貢献する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例

(4) 事業計画及び内容

(単位：千円)

①	職員給与及び県有林巡視員設置 県有林及び県行分収造林地の管理運営に係る人件費等	25,618
②	森林保険加入 火災等の災害に備えるため、県有林を森林保険に加入する	325
③	模範林運営 県有林及び県行分収造林事業を運営するための経費	2,379
④	林道負担金 県有林内の林道開設に要する経費の一部を受益者として負担する	5,702
計		34,024

(5) 財源（令和2年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	繰越金	合計
—	24,313(71%)	—	9,711(29%)	34,024(100%)

その他特定財源は一般会計からの繰入金、県有財産（県有林から出た素材（木材））の売却収入、財産運用収入（土地貸付料）等、及び前年度繰越金の充当である。

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	11,344	巡視員報酬

給料	4,649	職員給与
職員手当等	4,606	職員・巡視員諸手当
共済費	2,823	職員・巡視員共済費
旅費	1,075	巡視員旅費
需用費	114	消耗品費
役務費	217	保険料
委託料	1,870	巡視委託費
負担金	64	安全講習負担金
合計	26,762	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

なお、模範林運営事業として直接的な指標ではないが、「県有林県行分収造林経営計画書」において伐採量、造林量、生産物（木材）売却収入等の計画（5カ年）が定められている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 生産物売払いに係る収支の把握について（意見 46）

本事業の財源の一つとなっている県有財産の売却収入について、県有林等における森林の公益的機能向上を目的とする森林整備事業の実施に伴い発生した間伐材を売却しているが、実質的な収支の把握が行われていない。収支の実態が広く情報共有されないことで、事業の実態把握が不明瞭になるとともに、改善策の策定等にも繋がらないと思われることから、間伐（伐採）等の費用を含めた収支を明らかにするべきである。

(現状及び問題点)

当該事業は過去より、もう1つの事業である模範林経営事業と一緒に条例を設けた上で特別会計にて収支計算がされている。特別会計とする趣旨は、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することで、特定の事業や資金運用の状況を明確化することである。

しかしながら、現状、県有財産の売却に関わる歳出の費目として含まれるべき費目が計上されておらず、一部の費目が一般会計の他の事業費において計上されている。

直近期である令和2年度決算で具体的に説明すると以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算額	摘要
【歳入】		
1 款 使用料及び手数料	6	
2 款 国庫支出金	—	
3 款 財産収入	13,810	
1 項 財産運用収入	1,298	県有林のある土地の貸付料
2 項 財産売払収入	12,511	県有林で伐採された木材を売却した収入
4 款 寄付金	550	
5 款 繰入金	48,100	一般会計からの繰入金
6 款 繰越金	30,599	前年度からの繰越金
7 款 諸収入	35	
合計	93,102	
【歳出】		
1 款 環境森林費	35,428	
1 目 模範林総務費	26,761	職員及び県有林巡視員の人件費
2 目 模範林費	8,666	林道補修費、木材売却の際の運搬費用など
2 款 公債費	30,153	
合計	65,581	
差引：次年度繰越金（収支差額）	27,520	繰越工事費 5,151 含む

歳入については一般会計からの繰入金を中心ではあるものの、財産売却収入もある程度確保されており、合計での収支差額は 27 百万円となっている。

ただし、上記の財産売却収入について、売払いを行った木材は、県有林等における森林の公益的機能向上を目的とした森林整備事業（水源林等整備推進事業）の実施に伴い発生した間伐材である。県有林では資源の有効活用のためこれらの木材を売り払い収入を得ているが、結果として間伐（伐採）等の費用を含めた実質的な収支の把握が行われていない。

県が作成している「県有模範林施設費特別会計の概要」では水源林等整備推進事業の実施状況が記載されてはいるが、間伐（伐採）等の費用を含めた実際の収支が明らかにされていないわけではない。

森林整備事業は木材の収穫を目的としたものではないが、収支の実態が広く情報共有されないことで、生産物売払い事業の実態把握が不明瞭になるとともに、改善策の策定等にも繋がらないと思われる。

(改善策)

生産物売払いに係る収支を把握するため、間伐（伐採）等の費用を含めた収支を明らかにするべきである。

■ 4 6 . 模範林経営

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	10,378	3,401	6,977	
令和元年度	18,124	7,855	10,269	
令和2年度	21,979	8,667	13,312	

(2) 事業目的

県民の共有財産である県有林等を適正に管理・経営することにより、地球温暖化防止をはじめとする多様な森林機能の向上を図り、県民が安心して生活できる環境づくりに貢献する。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	2 森林環境の保全 (1) 公益的機能の高い森林づくり ①災害に強い森林づくり
根拠法令等	群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例

(4) 事業計画及び内容

- 保護 463 千円
県有林内の防火線補修、境界保全、巡視路新設及び管理等を実施する。
- 土木 9,282 千円
令和元年度台風19号により被災した、県有林内の林道等の復旧を実施する。
- 素材生産 4,066 千円
県有林の素材生産・販売を実施する。
- 県有林整備パートナー事業 7,383 千円
森林への関心が高い企業や団体等からの支援により、県有林の整備・保全を実施する。
- その他模範林経営のための必要経費 785 千円

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	繰越金	合計
198(1%)	14,263(65%)	—	7,518(34%)	21,979(100%)

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	105	消耗品費
役務費	778	木材販売手数料
委託料	953	木材運搬委託
工事請負費	6,595	林道補修・森林整備工事
公課費	236	令和元年度事業分消費税
合計	8,667	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 4 7. 林業・木材産業改善資金貸付・林業後継者特別対策資金貸付

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	243,356	92,764	150,592	
令和元年度	153,745	26,036	127,709	
令和2年度	243,667	90,367	153,300	

(2) 事業目的

林業機械や加工機械の導入に必要な資金を無利子で融資し、森林整備や木材の安定供給に寄与する。また、林業後継者の育成のため、林業・木材産業改善資金制度の貸付対象とならない事業に低利の融資を行う。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	1 森林・林業の再生 (2) 効率的かつ安定的な素材生産体制の整備 ②林業事業体の素材生産能力向上
根拠法令等	林業・木材産業改善資金助成法 林業後継者特別対策資金貸付要綱

(4) 事業計画及び内容

① 林業・木材産業改善資金貸付

林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。）を実施するため、次に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う。

ア. 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

イ. 造林に必要な資金

ウ. 立木の取得に必要な資金

エ. 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他林業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

これは国の制度であり、国から都道府県に対して、予算の範囲内において当該事業に必要な資金の一部に充てるために補助金が交付される。

なお、過去5年間の融資実績は以下のとおりである。

年度	金額（千円）	件数
平成28年度	39,400	2
平成29年度	30,000	1
平成30年度	2,260	1
令和元年度	25,220	2
令和2年度	-	-

また、過去3年間の年度末の貸付金残高及び延滞者未償還元金（内数）は以下のとおりである。

年度	貸付金残高（千円）	うち、延滞者未償還元金（千円）
平成30年度	134,665	31,275
令和元年度	142,379	30,845
令和2年度	124,988	30,230

② 林業後継者等特別対策資金貸付

山村における指導的林業者及び近代的な林業を担う者の養成・確保並びに定住促進を図るため、次に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う。

- ア. 林業経営の拡充に必要な機械・施設及び資金等の購入並びに設置
- イ. 高能率素材生産用機械等の操作技術の習得
- ウ. 海外等の林業地の視察・研修
- エ. 教育
- オ. 住宅の整備
- カ. 立木の取得

なお、過去5年間の融資実績は以下のとおりである。

年度	金額（千円）	件数
平成28年度	2,600	1
平成29年度	-	-
平成30年度	-	-
令和元年度	-	-
令和2年度	-	-

また、過去3年間の年度末の貸付金残高及び延滞者未償還元金（内数）は以下のとおりである。

年度	貸付金残高（千円）	うち、延滞者未償還元金（千円）
平成30年度	40,162	7,222
令和元年度	28,752	5,462
令和2年度	18,482	3,982

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計

—	27,294 (11%)	—	216,373 (89%)	243,667 (100%)
---	--------------	---	---------------	----------------

(6) 令和2年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	18	
委託料	349	群馬県森林組合連合会
償還金	60,000	国庫償還金
繰出金	30,000	特別会計繰出金
合計	90,367	

林業・木材産業改善資金貸付、林業後継者特別対策資金貸付ともに、令和2年度の実際の貸付はなかった。

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

貸付実行数を増やすことが目的ではないため、成果指標は特になし。

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 48. 木材産業等高度化推進対策

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成30年度	270,670	270,495	175	
令和元年度	270,630	270,569	61	
令和2年度	270,570	270,568	2	

(2) 事業目的

造林・育林・素材生産・製材・木材卸売等の事業を行う組合・企業・個人に対し、低

利で運転資金等の融資を行うことにより、県内の木材の生産及び流通の円滑化や、効率的安定的な林業経営の育成と計画的・安定的な供給体制の確率を図る。

(3) 『群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)』位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県森林・林業基本計画	—
根拠法令等	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

(4) 事業計画及び内容

木材産業等高度化推進資金推進対策として、①金融機関に対する貸付（預託）事業、及び、②借入を受けた者に対する利息補助事業を実施している。詳細は、以下のとおりである。

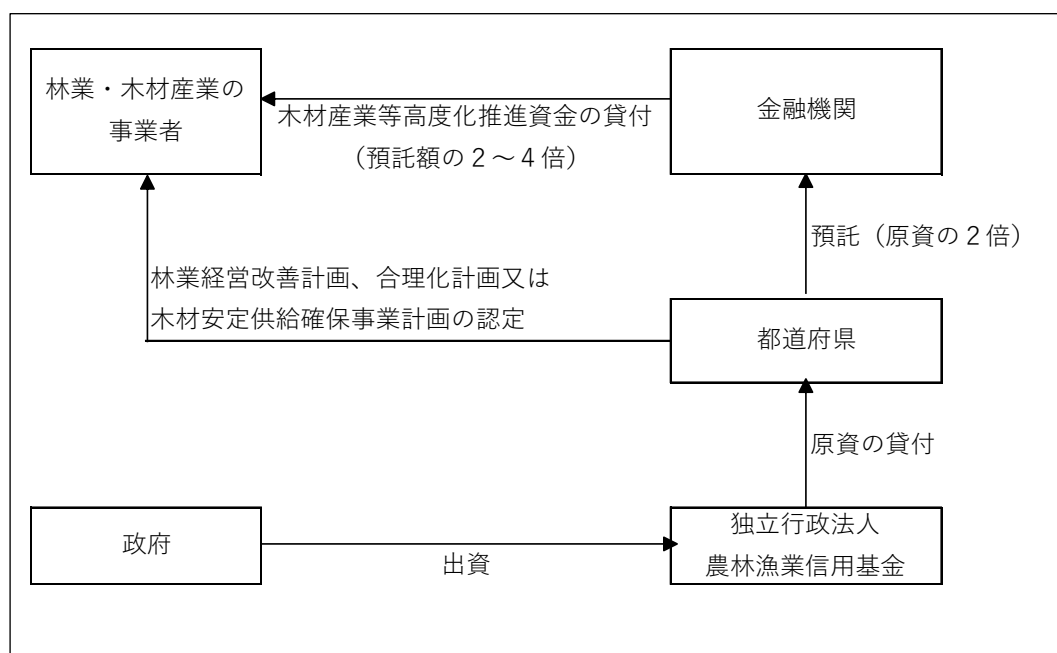
① 金融機関に対する貸付（預託）事業

県が指定する金融機関に対して県が資金の預託を行い、それを原資として県が預託した金額の2～4倍の額を金融機関から林業・木材産業の事業者へ木材産業等高度化推進資金として低金利で融資してもらうという事業である。

金融機関に対する預託期間は毎年4月1日から翌年3月31日までである。令和2年度においては、2つの金融機関に対して合計1億8,000万円を、それぞれ利率0.010%で預託した。

県が金融機関に対して預託する資金の半分（令和2年度においては9,000万円）は、独立行政法人農林漁業信用基金からの貸付金である。令和2年度における同貸付の利率は0%であった。

当該事業の具体的な流れは、下図のとおりである。



金融機関からの融資対象者は造林・育林・素材生産・製材・木材卸売等の事業を行う組合・企業・個人であり、融資を受けるためには林業経営基盤の資金の融通等に関する暫定措置法に基づき経営の合理化や改善を目指す事業計画を作成して知事の認定を受ける必要がある。

利率は以下のとおりである（令和3年4月現在）。

- ・短期（償還期間1年以内） 1.30～1.60%
- ・長期（償還期間5年以内） 1.00～1.30%

②借入を受けた者に対する利息補助事業

金融機関から、木材の計画的・安定的な供給体制の確立を図るために必要な資金の融資を受けた森林組合や群馬県森林組合連合会に対し、利子の一部を補助する制度である。

具体的な補助対象は以下のとおりであり、補助の対象となる貸付けは1年以内の短期貸付のみとされている。なお、近年、補助金を受領しているのは群馬県森林組合連合会だけである。

ア 補助対象者

- ・県内の森林組合
- ・群馬県森林組合連合会

イ 対象となる資金

群馬県木材産業等高度化推進資金のうち、事業経営改善計画に基づき借入を受けた素材生産等促進資金で、次の事業活動に必要な資金として借り入れたもの。

- ・素材生産に必要な運転資金
- ・素材の引取に必要な運転資金

ウ 利子の補助率

資金種類			貸付条件				利子補助率 (%)	
			協調倍率	貸付利率(%)	期間	貸付限度額		
木材産業等高度化推進基金	事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	4倍協調		1年以内・短期貸付	100000 千円 (特認あり)		
				保証なし			年1.60	0.87
				保証あり			年1.20	0.47
			3倍協調					
				保証なし			年1.50	0.77
				保証あり			年1.10	0.37
			2倍協調					
				保証なし			年1.30	0.57
	保証あり	年0.90	0.17					

(5) 財源（令和2年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	270,570(100%)	—	—	270,570(100%)

財源のうちの9,000万円は、独立行政法人農林漁業信用基金からの貸付けである（利率は0%）

(6) 令和2年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和2年度 決算額	主な内容
補助金	568	利子支払に対する補助金
貸付金	180,000	金融機関に対する原資預託
償還金	90,000	(独) 農林漁業信用基金への返済
合計	270,568	

(7) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 借入金の使用状況の確認について（意見 47）

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づいて補助金支給対象者に対して利子の一部につき補助金を支出するに当たっては、当該利子発生根拠となる借入金と同要綱に定める事業資金として実際に使われているかどうか、十分な確認が必要である。

(現状及び問題点)

本事業のうちの利息補助事業は、県内の森林組合又は群馬県森林組合連合会が金融機関から融資を受けた群馬県木材産業等高度化推進資金のうち、事業経営改善計画に基づいて借り入れた素材生産等促進資金であり、かつ、素材生産又は素材の引取に必要な運営資金として借り入れた資金の利息を一定程度補助するものである。

補助金の交付対象者は県内の森林組合又は群馬県森林組合連合会であるが、近年同補助金を受領しているのは群馬県森林組合連合会のみである。同連合会は、渋川県産材センター（平成23年5月稼働開始）設立に伴い、平成22年以降、毎年4月初旬に1億円を金

融機関から借り入れ、翌年3月下旬に全額を一括弁済しており、同貸付けに関する利子につき毎年県が本事業に基づき補助金を支出しているとのことであった。

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱によれば、補助金対象者が金融機関からの借入金を前述の運転資金以外の目的で使用した場合には補助金の打切り等を命ずることができる旨定められているため、同連合会における借入金の使用状況の確認方法につき、ヒアリング時に担当課に確認を行った。

借入金の使用状況等の確認を行わなければ、同連合会が毎年1億円の借入金を1年間の間に運転資金として使用しているのかどうかは分からない。また、同連合会が実際には借入れの必要がないにもかかわらず、手元の余剰資金を確保しておくために毎年の借入と弁済を繰り返しているということも考えられるところ、借入金の実際の使用状況は毎年十分に確認しておかなければならない。

(改善策)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づいて補助金支給対象者に対して利子の一部につき補助金を支出するに当たっては、当該利子発生の根拠となる借入金が同要綱に定める事業資金として実際に使われているかどうか、実際の使用状況を担当部署において確認すべきである。

(2) 補助金支出の必要性・効果の検証について (意見 48)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金については、引き続き、当該補助金の必要性、効果につき調査・検証を行うべきである。

(現状及び問題点)

本事業のうちの利息補助事業は、県内の森林組合又は群馬県森林組合連合会が金融機関から融資を受けた群馬県木材産業等高度化推進資金のうち、事業経営改善計画に基づいて借り入れた素材生産等促進資金であり、かつ、素材生産又は素材の引取に必要な運営資金として借り入れた資金の利息を一定程度補助するものである。補助の対象となる借入は、1年以内の短期貸付のみである。

近年同補助金を受領しているのは群馬県森林組合連合会のみであるが、同連合会の現在の資産状況調査を含めた補助金支出の必要性、同連合会に対して補助金を支出したことによって得られた効果の検証等が十分ではないようである。

森林組合連合会は森林組合法に基づき設置された公益的性格をも有する団体であり、群馬県森林組合連合会自体の重要性は十分に理解できる。

そして、同連合会に対しては、群馬県森林組合連合会事業補助金等、その他補助金も毎年県から支出されている。令和2年度における県から同連合会に対する補助金の支出状況は以下のとおりであり、その総額は1,475万6,000円である。

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業費	補助金額
森林組合連合 会事業	会員組合の理事、監事、参事等の階層別 研修、業務別研修の開催経費等に補助	6,947	2,800
森林組合系統 共販強化対策	県森連の原木市場に出荷する主伐材の出 荷奨励金に補助 県森連が会員組合の出荷者に1 m ³ 当たり 125 円を出荷奨励	301	300
県産材流通改 革促進対策	原木直送コーディネート経費 直送材の山土場の仕分検知(丸太の規格、 材積数量の把握)経費を出荷者に補助 1 m ³ 当たり 500 円の検知経費	13,502	10,506
林業近代貸金 利子助成	日本政策金融公庫資金の借入利息に補助 (渋川県産材センター整備資金借入)	846	582
木材産業等高 度化推進資金 融資促進利子 補給	木材高度化推進資金(運転資金に貸し付 ける国制度)の借入利息に補助 (渋川県産材センター運転資金)	1,296	568
合計		22,892	14,756

補助金はそれぞれの事業の趣旨や目的に則して交付されるものであるもので、それぞれの事業の必要性和効果については、引き続き調査・検証が必要である。

(改善策)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金については、引き続き、当該補助金の必要性、効果につき調査・検証を行うべきである。

(3) 実際の条項に合わせた要綱の改正について (意見 49)

運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。

(現状及び問題点)

群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金は、指定金融機関から当該要綱の定める資金の融資を受けた県内の森林組合等に対して支給される。

そして、同交付要綱第2条には、「指定金融機関」とは「群馬県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱3条の規定により指定した金融機関をいう」旨の記載があるが、同運営要綱3条は貸付資金の種類に関する規定であり、指定金融機関について定めた規定ではない。

ヒアリング時に担当部署に確認をしたところ、指定金融機関に関する定めは、実際には群馬県林業等振興資金融通制度事務取扱要領第2章第3第2項に記載されていることが判明した。

なぜ、交付要綱と運営要綱の記載に齟齬が生ずることとなったのかの理由は定かではないが、齟齬を放置しておけば、今後の運用に誤りが生ずる可能性が否定できない。

(改善策)

運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。